

「こども宅食」緊急支援プロジェクト助成団体募集要領

1. 事業目的

新型コロナウイルス感染症の拡大による社会不安が増大し、緊急事態宣言の延長措置等も繰り返されてきました。

こうした影響の長期化とともに失職・解雇、家計の悪化や家庭内のストレスの増加、DVや虐待等、子育て世帯や子ども達への深刻なダメージが懸念されています。

アウトリーチによる定期的な食支援を実施し、必要に応じて次の支援につなげる「こども宅食」型の事業は、現在、こども宅食応援団の連携先、26都道府県で実施されていますが、食支援やその後の相談・支援を必要とするが届いていない・届きにくい家庭は全国各地におり、さらなる活動の拡大が急務です。

この度、全国児童家庭支援センター協議会の協力を得て、全国児童家庭支援センター協議会に加盟している民間団体に対し「『こども宅食』緊急支援プロジェクト助成」を実施し、全国各地でのこども宅食型支援の実施をサポートいたします。

また、助成費用は連携先の認定NPO法人フローレンスに集まった趣旨にご賛同いただいた企業からの寄付を活用いたします。

全国児童家庭支援センター協議会コメント：

全国児童家庭支援センター協議会は昨年度、子どもの食支援を全国一斉展開し、多くの学びを得ました。とりわけ支援が届かなかつたり、滞ったりする、いわゆる受援力の乏しい家庭に対しては、食の提供を通じた訪問支援活動が極めて有用であることを実感できたことは、大きな成果でした。

本協議会は今後も、市民有志の方々からのご厚情やサポートをいただきながら、地域の支援者仲間と広範に連帯しつつ、食を足掛かりとするアウトリーチ支援の拡充に取り組んでいきます。

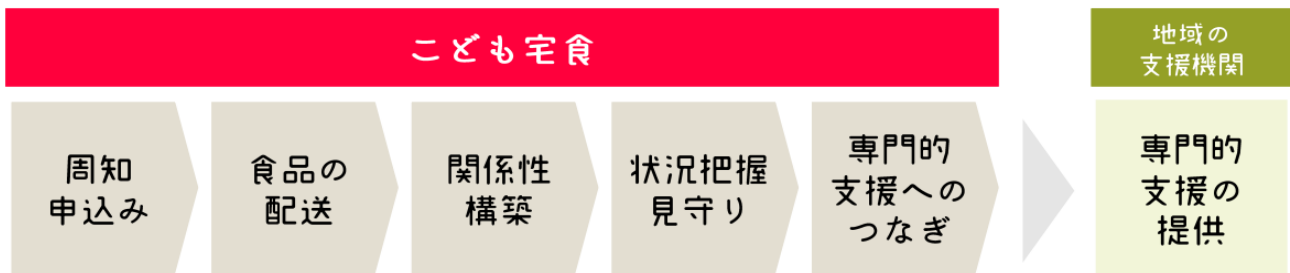
全国児童家庭支援センター協議会 会長 橋本達昌

2. 対象となる団体

全国児童家庭支援センター協議会に加盟している民間団体

3. 対象となる事業

新型コロナウイルス感染症の社会への影響の長期化するなか、家計の悪化や家庭内のストレスの増加等の深刻なダメージを受ける子育て世帯や子ども達に対する、「こども宅食」型*1 または「宅所」型*2の支援事業



- 対象外事業：
 - 営利を目的とする活動、特定の利害関係者のみを対象とした事業
 - 個人的な活動や趣味的なサークル活動
 - 政治活動や宗教活動を目的とする活動
 - 暴力団等と関係のある活動、その他法令、公序良俗等に違反する活動

※「アウトリーチ」とは単なる「家庭訪問」を指すのではなく、情報や支援が届いていない・届きにくい家庭に支援者側から積極的に届けることを指します。来所型でも、「困窮していると思われたくない、周囲の目が気になる」、「忙しくて平日に窓口にいけない」などの利用者が支援を受けるハードルを取り除いて事業を設計する場合は、応募の対象になります。

*1) こども宅食とは：

生活の厳しいご家庭に、定期的に食品を届ける取り組みです。食品のお届けをきっかけに継続的なつながりをつくり、見守りながら、食品以外の様々な支援につないでいきます。

*2) 宅所とは(長崎市事業紹介)：

対象の困窮家庭の方々に対してのみ実施日時や場所等を告知し、食品などを無償提供する取り組みです。

単に食品を提供するだけでなく、継続的な関わりを通じて困りごとや相談事を引き出し、行政や必要な機関に連携するなど専門的サポートも行います。

https://hiomare-takushoku.jp/wp/wp-content/uploads/2021/04/KodomoTakushokuSummit2021_PracticeToShare1.pdf

4. 期待する成果

以下の成果を目指す具体的な工夫・施策を盛り込んだ事業に資金サポートします。

(各要素を総合的に勘案します。)

- 成果① 新型コロナウイルス感染症の社会への影響の長期化するなか、家計の悪化や家庭内のストレスの増加等の深刻なダメージを受ける子育て世帯や子ども達への直接支援
- 成果② 支援や情報が届きにくい家庭の発見
 - 地域のNPOや民間団体、学校等が独自に把握する家庭の拾い上げ
 - 様々な事情で情報が届きにくい、支援につながりにくい家庭との接点の確保

- 周囲の目、社会的スティグマがある、支援機関等の物理的制約・時間的制約、情報発信ルートの不整備（社会側・地域資源側の要素）
- 障害や精神疾患、若年親世帯、転居世帯、外国人、援助希求力が低いなど（本人側の要素）

- 成果③ 利用家庭の変化、状況把握
 - 孤立感・孤独感の解消
 - 行政拒否ケース、コミュニケーションが難しい家庭などとの関係構築
 - 家庭訪問、定期的なやりとり等による状況の把握
 - 相談先としての信頼感の構築（食支援が終わっても「何かあったら相談してくれる関係」になる）
- 成果④ 成果①-③を支える地域連携の強化
 - 社協、母子支援施設、子ども食堂など民間団体同士の連携の促進
 - 自治体・児童相談所、要対協など官民連携の促進

5. 助成金額・対象経費の考え方

- 助成金額：1団体あたり最大30万円～150万円とする。（総額570万円）
 ※世帯あたり4,500円/回を目安とした直接事業費（食材購入費・訪問員人件費、相談員人件費など）と実施団体事務局費（全体の1割）を合計した金額。
※他財源併用の場合は、「30万円以下」での申請も可とします。

	10世帯単位（目安）	50世帯単位（目安）
総額	30万円	150万円
目標支援世帯数	10世帯×6ヶ月=のべ60世帯	50世帯×6ヶ月=のべ300世帯
直接事業費 ※9割以上 食材購入費・訪問員人件費、相談員人件費など	9割（27万円） ※世帯あたり4,500円/回	9割（135万円） ※世帯あたり4,500円/回
実施団体 事務局費 ※1割以下	1割（3万円）	1割（15万円）

直接事業費として認められるものの例：

- 食料・物資購入費。尚、普段から地域活動で集めている食材を活用しながら、利用世帯のニーズの高い物品の追加購入も可（例：衛生用品や学用品など）。
- 梱包作業等のための倉庫・場所代、食品寄付企業などからの物品転送費
- 配送ボランティアなど訪問員人件費、交通費（ガソリン代、駐車場代も可）、活動に必要な保険費

- 家庭や児童の相談に対する対応のための人員や相談員の人件費
- 利用家庭向けチラシ等の印刷費

※助成団体だけでなく、地域の連携先団体による購入費・人件費などに充てることも可。

返還について

活動を行う中で何らかの事情により、大幅に計画の実行ができなくなった場合には助成金の返還を求めることがあります。

領収書について

帳簿や通帳、領収書は申請団体にて3年間保管ください。

6. 対象となる事業の実施期間

2021年12月～2022年5月の6ヶ月間

※2021年11月より着手し、6ヶ月以上継続、かつ2022年5月までに完了するもの。

7. 応募手続き等

以下の応募フォームより直接入力し、送信してください。

送信完了後は自動送信メールが届いているかのご確認をお願いします。

8. 提出期限

2020年11月1日(月)

9. スケジュール

10/8(金) 応募開始

11/1(月) 応募締め切り

11月上旬 選考

11/15(月) 助成先の公表・通知

11月15以降 順次契約手続、助成金振り込み(全額)

11月-22年5月 事業実施

22年1月末 中間報告

22年6月中旬 完了報告

<中間報告>

1月末までの活動について[オンラインフォーム](#)で回答:15分程度

<完了報告>

5月末までの活動についてオンラインフォームで回答:30分程度

10. 問い合わせ先

ご不明なことがありましたら、メールでの問い合わせをお願いします。

Mail: info@hiromare-takushoku.jp

件名には「こども宅食」緊急支援プロジェクト助成の問い合わせとわかるように記載ください。

